コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　H-ONE CO.,LTD.

最終更新日：2015年6月25日
株式会社エイチワン
代表取締役社長　金田　敦
問合せ先：048-643-0010
証券コード：5989
http://www.h1-co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの基本理念「当社は、社会環境の変化に迅速に対応するために、取締役会主導のもと、各事業ユニットが自主自立型ガバナンスを展開することにより、お客様、社会から存続を期待される企業となるように努めます」に基づき、株主様・お客様・社会から更なる期待と信頼を得るため、コーポレート・ガバナンスの向上を経営の最重要課題の一つと認識し、その取り組みを行っております。

コーポレート・ガバナンスの基本方針として

(1) 持てる技術力と管理力を発揮し、遵法経営と効率的な事業運営を行い、お客様のニーズに応えます。

(2) 体系的なコーポレート・ガバナンス体制のもとで、関連する法規制を遵守し社会倫理を踏まえた秩序ある活動を進めます。

(3) 合理的な評価システムによる、公平で具体的な評価を実施し、高い目標を持ってコーポレート・ガバナンスをスパイラルアップします。

以上を掲げております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
本田技研工業株式会社	6,055,890	21.33
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL(常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	1,836,200	6.47
エイチワン従業員持株会	1,126,280	3.97
中條　祐子	781,360	2.75
株式会社埼玉りそな銀行	780,000	2.75
氏家　祥子	776,450	2.73
JFE商事株式会社	727,500	2.56
宮本　陶子	726,450	2.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	720,000	2.54
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	520,700	1.83

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社から、平成26年5月22日付の大量保有に係る変更報告書の写しの送付(報告義務発生日は平成26年5月15日)を受けておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができておりません。
当該報告書の内容は、以下のとおりであります。

氏名又は名称：シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
住所：東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
所有株式数：2,191千株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合：7.72%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	金属製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	14 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
丸山　恵一郎	弁護士								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
丸山　恵一郎	○	弁護士法人名川・岡村法律事務所副所長 弁護士法人名川・岡村法律事務所と当社は法律顧問契約を締結しておりますが、当社が同法律事務所に支払った報酬は少額であります	豊富な法曹経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくためであります。 なお、同氏は、当社が法律顧問契約を締結している弁護士法人名川・岡村法律事務所に所属しておりますが、当社が同法律事務所に支払った報酬は少額であります。 同氏は、東京証券取引所「上場管理等に関するガイドライン３－５.(3)の２」に示される事項に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査については、社長直轄の独立した業務監査部門である監査室(4名で構成)が担当しております。
監査役監査については、社外監査役2名を含む3名の監査役により監査役会を構成しております。
社外監査役は、それぞれ公認会計士又は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
監査役と監査室は、毎週1回、報告会を開催するなど相互に連携し、会社法上の内部統制、財務報告に係る内部統制及び各部門の業務遂行状況についての内部監査を年間を通じて実施しているほか、子会社及び関連会社における内部監査も実施しております。
監査役は、四半期毎に会計監査人より会社法及び金融商品取引法に基づく監査・レビュー結果についての報告、説明を受けております。
監査室は、会計監査人と財務報告に係る内部統制の評価等について、定期的に情報を共有し、内部統制監査の連携に努めております。
また、監査役及び監査室、会計監査人は必要に応じて情報の交換や打ち合わせを行うなど連携を深めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
飯島　邦宏	税理士													
河合　宏幸	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
飯島　邦宏	○	飯島邦宏税理士事務所所長	財務及び会計の専門家としての豊富な経験と高い見識を当社の監査体制に活かしていただくためであります。 同氏は、東京証券取引所「上場管理等に関するガイドライン3－5.(3)の2」に示される事項に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
河合　宏幸	○	朝日税理士法人所属	財務及び会計の専門家としての豊富な経験と高い見識を当社の監査体制に活かしていただくためであります。 同氏は、東京証券取引所「上場管理等に関するガイドライン3－5.(3)の2」に示される事項に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブの付与は特段行っておりませんが、業績を報酬に反映しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

連結報酬等の総額が１億円以上である役員が存在しないため個別開示はしておりません。
なお、平成27年３月期における取締役に対する役員報酬は、207百万円であります。（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておらず、役員退職慰労引当金繰入額が含まれております）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会で決議された報酬枠を上限総額として、取締役については、職位による基準額に業績を加味した金額を各役員の基本報酬として取締役会で決定することとしております。また、監査役については、報酬額決定に係る監査役の協議に際し、当社の業績も考慮に入れ、それぞれの報酬額を決定することとしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対し、必要に応じて、取締役会上程議案の事前説明を実施しています。
また、監査役の職務について、監査室が必要に応じてサポートする体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、監査役会設置会社であります。当社では、執行役員制度を導入し、業務執行機能の執行役員への委譲を進め、迅速な意思決定と取締役会の監督機能強化を進めております。
取締役会は、より広い見地から業務執行の監督を行うため、社外取締役１名を含む14名の取締役で構成され、経営の重要事項及び法定事項について、審議のうえ決議しております。
経営会議は、代表取締役及び5本部2室の各長を中心に構成され、業務執行に係る重要事項の取締役上程前の事前審議及び権限の範囲内で決議し取締役会に報告するなど、取締役会の意思決定の効率化、迅速化を図っております。
監査役会は、社外監査役2名を含む3名の監査役で構成され、独立した部門である監査室の実施する業務監査並びに内部統制監査に係る進捗及び結果報告を適宜求めるとともに、取締役会をはじめとする重要な会議への出席、業務及び財産の状況調査を通じて取締役の職務の執行並びに取締役会の意思決定を中立的かつ客観的に監査しております。
業務監査部門である監査室は、４名で構成され監査計画に基づき、定められた手順により、各部門の業務状況に対する内部監査、内部統制の整備及び運用状況に対する監査を実施しております。
会計監査人は、金融商品取引法及び会社法に基づく会計監査について新日本有限責任監査法人を選任しております。監査は、主要な国内の事業所及び海外の連結子会社について、年間を通じて計画的に実施されております。同監査法人は、業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置を講じております。
当社は、すべての社外取締役及び社外監査役との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、コーポレート・ガバナンスの向上を経営の最重要課題の一つと認識し、上記2に記載のとおりの、業務執行、監督、監査機能としております。
また、広範かつ高度な視野と独立性、高い見識を備えた社外取締役１名を招聘し、取締役会の機能強化を図っております。

当社の企業規模、事業内容等を考慮した結果、以上のような企業統治体制により、経営監視機能は十分に整っていると認識し、現在の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の発送に先駆けて当社ホームページに早期掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	事務日程を考慮しながらも、集中日を回避して、可能な限り早期に開催するように努めております。
その他	・当社ホームページに招集通知を掲載しております。 ・株主総会ではスライドを用いて分りやすく説明しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーは、当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年2回～3回、個人投資家向けに説明会を開催しております。 平成27年3月期の個人投資家向け会社説明会の開催実績は、次のとおりです。 平成26年8月25日（説明者：代表取締役社長 金田敦） 平成27年3月23日（説明者：代表取締役社長 金田敦）	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末及び中間の年2回、決算説明会を開催しております。 平成27年3月期の決算説明会の開催実績は、次のとおりです。 平成26年5月16日　決算説明会（説明者：代表取締役社長 金田敦　他） 平成26年11月10日　第2四半期決算説明会（説明者：代表取締役社長 金田敦　他）	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページ掲載のIR資料：決算説明会資料、有価証券報告書・四半期報告書、決算短信・四半期決算短信、株主通信、ニュースリリース等 IRに関するURL：http://www.h1-co.jp/ir/index.html	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署：総務部CSR課	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社の環境方針に基づき、環境マネジメントシステムとその環境パフォーマンスの継続的な改善を図っております。なお、ISO14001認証も継続取得しております。 当社の1年間の環境活動の実績をまとめた「環境報告書」を当社ホームページに掲載しております。 当社では、社会貢献活動の一環として、“エイチワンの森”を国内4ヶ所に設けて、従業員による間伐や枝打ちなどの森林整備活動を行っています。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

〈業務の適正を確保するための体制〉
1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社は、コンプライアンスに係る「行動規範」を制定し、生産、技術、本社部門が業務実態に即した「部門行動規範」を策定のうえ、これら規範に則り、法令遵守に取り組むとともに、その実施状況を定期的に検証する。
(2) 企業倫理や法令遵守に関する問題について、従業員及び取引先からの通報・提案を受付ける窓口及び規程を設け、必要な措置を講じる。
(3) コンプライアンスオフィサーを委員長とするガバナンス委員会が、コンプライアンスに係る諸施策を継続して実施する。
(4) 反社会的勢力との関係遮断を徹底することとし、総務部が社内体制を構築・維持するとともに、警察等の外部の専門機関との連携を図る。
(5) 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1) 取締役会議事録、経営会議議事録及び稟議書等は、管理本部及び経営企画室が法令及び社内規程に定める期間保存する。
(2) 取締役及び監査役は、いつでも保存された文書を閲覧することができる。
(3) 個人情報保護、機密管理に関する規程を整備し、適切に保存、管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 各部門が、その業務の実態に即した様々なリスクを特定、分析し、対応策を講じてその予防に努めるとともに、その実施状況を定期的に検証する。
(2) 危機管理規程を定め、有事が発生した際には、当該規程に従い迅速かつ適切に対応する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 当社組織の最上位階層にあたる5本部2室には、その本部長・室長の職務を取締役に重点的に委嘱し、決裁権限を委譲することで意思決定の迅速化を図る。
(2) 国内外生産拠点責任者に重点的に執行役員を配し、また、海外拠点を3地域に区分けし、その地域本部長を取締役に委嘱し、決裁権限を委譲することでグローバル執行体制の強化と海外事業における意思決定の迅速化を図る。
(3) 計画的かつ効率的に事業運営を進めるため、中期経営計画及び年度事業計画を策定し、これらに基づく、全社並びに部門別の実績を取締役会、経営会議、トップヒアリングを通じて評価、管理する。
(4) 会社の意思決定については、取締役会規程、同付議基準、経営審議体付議基準において明文化し、重要性に応じた意思決定を行う。
5. 当該株式会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 当社取締役が当社グループのコンプライアンスオフィサーとして、当社及び子会社のコーポレート・ガバナンスの運用並びに強化を推進する。
(2) 関係会社管理規程その他関連規程に基づき、関係本部／室が子会社管理にあたる。
(3) 子会社の職務執行状況及び事業状況等を報告させる地域経営会議を置く。
(4) 当社及び子会社の業務執行は各社における社内規程に則るものとし、社内規程については随時見直しを行う。
(5) 当社の監査室が、当社及び子会社の業務監査を実施し、検証及び助言等を行う。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性、当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
業務監査にあたる監査室が、必要に応じて監査役の職務の補助を行う。また、監査室の人事及び異動、懲戒に際しては、監査役の意見を尊重し、その独立性を確保する。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、並びに監査役に報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(1) 当社グループの取締役及び従業員は、当社グループの経営、業績に重大な影響を及ぼす事実、重大な法令・定款違反その他これらに準じる事実を知った場合には、適切な方法により、遅滞なく監査役に報告する。
(2) 当社グループは、監査役に報告したものに対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。
8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査役は代表取締役をはじめ各取締役との意見交換を定期的に行う。
(2) 監査役は取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席する。
(3) 監査役は会計監査人との連携・意見交換を定期的に行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、主にコンプライアンスを軸としたコーポレート・ガバナンス行動規範を定めており、当社で働く全員が、この規範に基づき業務にあたっています。
当社では、この行動規範で「反社会的勢力との関係断絶」を定め、これを基本方針に据えて、反社会的勢力排除の取り組みを行っております。
当社における反社会的勢力排除の体制は、「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力排除に係る調査実施要領」を制定し、所管部署を総務部として、運用を行っております。また、「取引基本契約書」を締結している継続取引先との間では、取引先が反社会的勢力であった場合には契約を解除できる旨の暴力団排除条項に関して、別途、覚書を取り交わしております。
外部関係機関との連携に関しましては、当社は、埼玉企業暴力防止対策協議会に加入し、反社会的勢力に関する情報の収集に努めております。また、反社会的勢力からの被害を予防するとともに、所轄警察署や暴力追放・薬物乱用防止センターとの関係を強化すべく、本社(総務課長)並びに主要事業所(前橋製作所、亀山製作所、郡山製作所の総務会計課長)に不当要求防止責任者を選任・配置しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

（適時開示に係る社内体制）
情報の重要性の判断、適時開示情報か否かの判断については、情報取扱責任者（管理本部長）と総務部が、開示等規則その他関連諸法令に準じて検討のうえ、取締役会決議事項又は報告事項については当該取締役会終了後に、また、発生事実については代表取締役社長への報告・協議・承認を得て、直ちに情報開示部門（総務部）を通じて開示します。
開示情報は、正確、公平かつ適時に開示することを目的に、TD net登録や自社ホームページへの資料掲載を実施しています。
また、開示義務のないとされる情報についても、投資家の投資判断に影響を及ぼすと判断したものについては、上記と同様の手続きで公表いたします。

■ コーポレート・ガバナンス体制の模式図

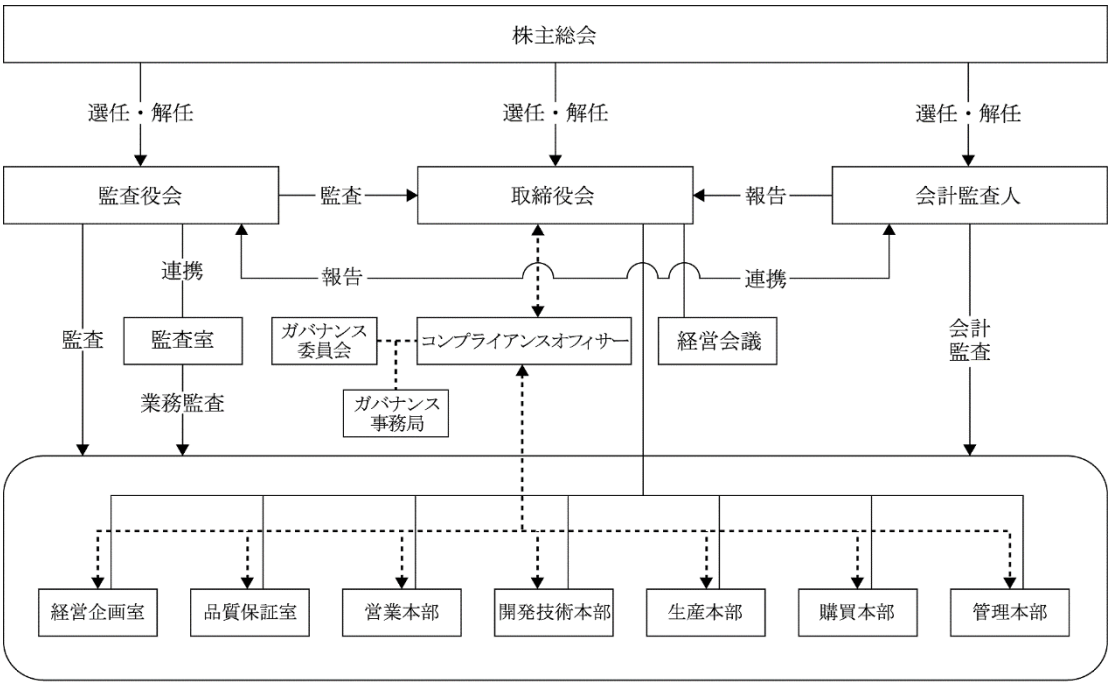

※ -------- は、エイチワン コーポレートガバナンス（当社のコンプライアンス、リスクマネジメント、ガバナンスに関する組織）の活動実施ライン

■ 適時開示体制の模式図

